

新 旧 対 照 表

条例名：袋井市営住宅管理条例（平成17年袋井市条例第138号）

旧	新
<p>第1条から第5条まで【略】</p> <p>（入居者の資格）</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として令第6条第1項で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては第1号及び第3号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあっては第4号及び第6号）の<u>すべてに該当する者</u>でなければならない。</p> <p>（1）【略】</p> <p>（2）【略】</p> <p>（3）その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障害者である場合その他の_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第1条から第5条まで【略】</p> <p>（入居者の資格）</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者_____</p> <p>__（次条第2項において「老人等」という。）にあっては第1号及び第3号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあっては第4号及び第6号）の<u>条件を具備する者</u>でなければならない。</p> <p>（1）【略】</p> <p>（2）【略】</p> <p>（3）その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障害者である場合その他の<u>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第424号）第1条の規定による改正前の公営住宅法施行令（以下この号</u></p>

令第6条第4項で定める場合 令第6条

第5項第1号に規定する金額

イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において、市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合

令第6条第5項第2号に規定する金額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 令第6条第5項第3号に規定する金額

(4)～(6)【略】

において「旧政令」という。）第6条第4項で定める場合 旧政令第6条

第5項第1号に規定する金額

イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において、市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合

旧政令第6条第5項第2号に規定する金額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 旧政令第6条第5項第3号に規定する金額

(4)～(6)【略】

2 前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに定める程度であるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令 155 号）第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

（3）戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正 12 年法律第 48 号）別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症であるもの

（4）原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

（5）生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 1 項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過して  
いないもの

(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成  
13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法  
律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条  
第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配  
偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5  
年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の  
申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年  
を経過していないもの

(9) 前各号に掲げる者のほか、入居しようとする者の心身の状況、地域の住  
宅事情その他の事情を勘案し、市長が特に認める者

3 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当する  
かどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当  
該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、

(入居者資格の特例)

第7条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡をしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条 各号のすべてに該当するものとみなす。

2 前条 第3号イに掲げる市営住宅の入居者は、同条各号(老人等にあつては、同条第2号を除く。) すべてに該当するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

第8条から第49条まで【略】

受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

4 市長は、入居の申込みをした者が第2項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、他の市町村に意見を求めることができる。

5 第2項の規定により入居者となることができる者が入居する住戸の床面積の合計(共同住宅においては共用部分の床面積を除く。)は55平方メートル以下とする。ただし、地域の住宅事情その他の事情を勘案してやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(入居者資格の特例)

第7条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡をしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項各号の全てに該当するものとみなす。

2 前条第1項第3号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号(老人等にあつては、同項第2号を除く。) 全てに該当するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

第8条から第49条まで【略】

(使用者の資格)

第 50 条 駐車場を使用する者は、次のすべてに該当する者でなければならない。

(1) ～ (4) 【略】

第 51 条から第 61 条まで 【略】

(使用者の資格)

第 50 条 駐車場を使用する者は、次の全てに該当する者でなければならない。

(1) ～ (4) 【略】

第 51 条から第 61 条まで 【略】